

令和 4 年 10 月 31 日 開 会

①

令和 4 年第 4 回茨城県議会定例会議案

茨 城 県

第120号議案

令和4年度 茨城県一般会計補正予算（第5号）

令和4年度茨城県一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,879,493千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,321,062,379千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和4年10月31日提出

茨城県知事 大井川 和彦

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		38,455,259 ^{千円}	336,509 ^{千円}	38,791,768 ^{千円}
	1 総務管理費	21,278,803	10,000	21,288,803
	2 徴税費	11,917,657	326,509	12,244,166
3 企画開発費		11,108,137	67,875	11,176,012
	1 企画費	8,304,668	67,875	8,372,543
5 保健福祉費		304,692,892	3,348,609	308,041,501
	6 医薬費	11,600,937	227,086	11,828,023
	8 公衆衛生費	94,573,837	3,121,523	97,695,360
7 農林水産業費		43,069,107	346,500	43,415,607
	5 農地費	16,417,881	346,500	16,764,381
8 商工費		151,330,269	11,780,000	163,110,269
	1 産業政策費	123,035,361	10,000,000	133,035,361
	3 中小企業費	2,838,126	1,780,000	4,618,126
歳出合計		1,305,182,886	15,879,493	1,321,062,379

【参考】補正予算事業について

課名	議案名	金額(千円)	内容
農村計画課	土地改良区省エネルギー化促進事業	346,500	今般の電力料金の急激な高騰へ対応するため、省エネ化に取り組むことで経営体質の強化を図る土地改良区に対し、電気料金の値上額の一部を支援する。

第2表 債務負担行為補正

(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
茨城県立あすなろの郷建設工事請負契約	茨城県立あすなろの郷セーフティネット棟の建設に係る工事請負契約を締結する。	自 令和5年度 至 令和6年度	10,950,788千円
那珂湊漁港駐車場の管理運営に係る協定	那珂湊漁港駐車場の管理運営に係る協定を株式会社暁恒産と締結する。	自 令和5年度 至 令和9年度	77,000千円
那珂湊漁港水門の管理運営に係る協定	那珂湊漁港水門の管理運営に係る協定を那珂湊漁業協同組合と締結する。	自 令和5年度 至 令和9年度	143,440千円
赤塚公園の管理運営に係る協定	赤塚公園の管理運営に係る協定を橋本造園土木株式会社と締結する。	令和5年度	33,000千円
県西総合公園の管理運営に係る協定	県西総合公園の管理運営に係る協定を筑西広域市町村圏事務組合と締結する。	令和5年度	34,004千円
笠間芸術の森公園の管理運営に係る協定	笠間芸術の森公園の管理運営に係る協定を笠間市と締結する。	令和5年度	63,676千円
北浦川緑地の管理運営に係る協定	北浦川緑地の管理運営に係る協定を取手市と締結する。	自 令和5年度 至 令和7年度	32,742千円
港公園の管理運営に係る協定	港公園の管理運営に係る協定を神栖市と締結する。	自 令和5年度 至 令和7年度	57,483千円
大子広域公園の管理運営に係る協定	大子広域公園の管理運営に係る協定を大子町と締結する。	自 令和5年度 至 令和9年度	177,645千円
鹿島灘海浜公園の管理運営に係る協定	鹿島灘海浜公園の管理運営に係る協定を銚田市と締結する。	自 令和5年度 至 令和9年度	91,190千円

第128号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
那珂湊漁港駐車場	水戸市笠原町1590番地1 株式会社暁恒産 代表取締役 根本 妃美子	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで

令和4年10月31日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第129号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
那珂湊漁港水門	ひたちなか市和田町三丁目11番11号 那珂湊漁業協同組合 代表理事組合長 磯前 昌宏	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで

令和4年10月31日提出

茨城県知事 大井川 和彦